

第百十八回 参議院環境特別委員会 會議録第二号

(五二)

平成二年四月二十五日(水曜日)
午前十一時開会

委員の異動

三月六日 石井 一二君 補欠選任 森山 眞弓君
四月十三日 久保田眞苗君 補欠選任 本岡 昭次君
四月十六日 久保田眞苗君 補欠選任 本岡 昭次君
本岡 昭次君

出席者は左のとおり。

委員長 大森 昭君
理事 松浦 孝治君
森山 眞弓君
清水 澄子君
広中和歌子君
委員 井上 章平君
石川 弘君
石渡 清元君
山東 昭子君
須藤良太郎君
原 文兵衛君
山崎 竜男君
久保田眞苗君
國弘 正雄君
篠崎 年子君
沓脱タケ子君
中村 鋭一君

政府委員

国務大臣 山田 勇君
(環境庁長官) 北川 石松君
公害等調整委員会委員長 勝見 嘉美君
公害等調整委員会事務局長 高島 弘君
環境政務次官 木宮 和彦君
環境庁長官官房長 渡辺 修君
環境庁長官官房審議官 高橋 光男君
環境庁長官官房会計課長 梅沢 泉君
環境庁企画調整局長 安原 正君
環境保健部長 三橋 昭男君
環境庁自然保護局長 山内 豊徳君
環境庁水質保全局長 安橋 隆雄君
事務局側 第二特別調査室 宅間 圭輔君

本日の会議に付した案件

○公害及び環境保全対策樹立に関する調査
○公害対策及び環境保全の基本施策に関する件
(平成二年度環境庁関係予算に関する件)
(平成二年度各省庁の環境保全関係予算に関する件)
(公害等調整委員会の事務概要等に関する件)

○委員長(大森昭君) ただいまから環境特別委員会を開会いたします。

まず、理事の補欠選任についてお諮りいたします。委員の異動に伴い現在理事が二名欠員となっておりますので、その補欠選任を行いたいと存じます。

理事の選任につきましては、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと認めます〕

○委員長(大森昭君) 御異議ないと認めます。それでは、理事に森山眞弓君及び清水澄子君を指名いたします。

○委員長(大森昭君) 公害及び環境保全対策樹立に関する調査を議題といたします。

公害対策及び環境保全の基本施策について、北川環境庁長官から所信を聴取いたします。北川環境庁長官。

○国務大臣(北川石松君) 二月二十八日付で環境庁長官及び地球環境問題担当大臣を拝命いたしました北川石松でございます。

第百十八回国会における参議院環境特別委員会の御審議に先立ち、環境行政に関する私の所信を述べ、委員各位の御理解と御協力をお願いいたします。

最近の内外の状況を見ますと、二十一世紀を目前にいたしまして、世界全体が大きな転換期に直面し、新たな価値と行動の模索が始まっております。

特に、近年、オゾン層の破壊、地球の温暖化、熱帯林の減少等の例に見られるように、人類にとってかけがえのない地球が病んでいる状況にあります。地球環境問題は、全人類の生存基盤にかか

わる重大問題であり、国は異なれども地球は一つの考え方に立って、国際社会の構成員全員が一致して取り組むべき緊要な課題となっております。

一方、国内の環境問題に目を転じてみますと、窒素酸化物による大気汚染、生活排水による水質汚濁等の問題は改善がはかばかしくなく、また、さまざまな有害化学物質による環境汚染等の問題も広がりをみせております。

さらに、余暇時間の増大や国民の意識の変化に伴い、自然との触れ合いや快適な生活環境の形成の面でもさまざまな課題が生じてきております。

我が国が高度な経済活動を営み、世界経済が相互依存を深めていく中で、国民一人一人の生活は地域のみならず地球の環境に大きなかわりを持つに至っており、地球の規模で考え地域から行動をとる考え方に立って、地域のレベルから地球のレベルに至るさまざまな環境問題に対し、一貫した包括的な環境政策が求められております。

以上の認識を踏まえ、私は、次の重点施策の実現に邁進してまいりたいと存じております。

第一に、地球環境保全のための積極的な役割の発揮であります。地球環境保全に関する関係関係会議で明らかにされた基本方針を踏まえ、我が国の国際社会に占める地位に応じた積極的な役割を果たしてまいりたいと存じます。

このため、地球温暖化等に関する国際的な対策の枠組みづくりに積極的に取り組む所存であり、先日、アメリカで開かれたホワイットハウス会議でも、日本政府を代表して地球環境の問題に対する政策対応、さらに調査研究等を含めた国際的な協力のあり方について所信を述べ、今後の方向についての合意形成のため積極的な役割を果たしたところでございます。

また、地球環境に関する学際的、国際的な調査研究等を強化するため、政府全体の総合推進計画

その他内外の研究動向を踏まえつつ地球環境研究計画を策定し、これに基づき所要の研究費を配分して総合的な研究を推進いたします。

さらに、オゾン層保護対策等を積極的に推進するとともに、熱帯林の保護等開発途上国への支援の拡充に努めてまいります。

これらにあわせて、地球環境問題についての総合調整機能を強化するため環境庁企画調整局に地球環境部を新設するとともに、国立公害研究所を国立環境研究所に改組し地球環境研究センターを新設するなど、地球環境保全施策を総合的かつ強力に進めるための組織体制の整備を推進してまいります。

第二に、自然環境の保全と適正な利用の推進であります。日光国立公園尾瀬地区など自然環境がすぐれ、利用者が集中する地域についての国立公園管理の充実を図ってまいります。また、自然との触れ合いの増進のため、野生生物の観察など体験型の自然利用の推進を図るとともに、東北自然歩道の整備を開始するなど自然公園施設等の計画の整備を積極的に推進します。

また、野生生物の保護、生態系の保全などの施策を体系的かつ強力に推進してまいります。

この一環として国会に自然環境保全法等の一部を改正する法律案を提出させていただいておりますので、速やかなる御審議をよろしくお願いいたします。

第三に、都市環境保全対策の推進であります。まず、大都市地域における窒素酸化物による大気汚染の改善を図るため、ディーゼル車から排出される窒素酸化物について規制の強化を図るとともに、低公害車の普及、最新規制適合車への代替促進等に努めます。

また、家庭からの生活排水が水質の汚濁原因の大きな比重を占めるに至っており、総合的な生活排水対策の実施が急務となっております。このため、今国会に水質汚濁防止法等の一部を改正する法律案を提出させていただいておりますので、速やかな御審議をよろしくお願い申し上げます。

さらに、都市生態系の再生・保全に向けた施策の展開を図るなど、都市地域における環境資源の計画的な管理を推進いたします。

第四に、多角的な環境保全施策の積極的推進であります。我が国の社会経済構造や国民のライフスタイルを環境への負荷の少ない地球にやさしいものへと改め、地球時代にふさわしい環境倫理の確立を図るため、環境教育を初めとする諸事業の効果的な推進に努めるとともに、平成元年度補正予算に基づく助成を受けて全国の都道府県及び政令指定都市に設置された地域環境保全基金による地方公共団体の施策と連携して、国民的な環境保全活動の全国的な展開に努めたいと存じております。

また、公害防止計画、地域環境管理、環境影響評価、公害防止事業団事業等の多角的な環境保全手法を積極的に活用したいと存じます。

第五に、公害防止施策の推進であります。安全で良好な環境の確保のため、有害化学物質等による新たな態様の環境汚染の未然防止を図るとともに、環境基準の達成に向けての各種公害対策を強力に推進いたします。

大気汚染対策のうち、スパイクタイヤ対策については、スパイクタイヤ粉じんの発生の防止のための措置を法制化すべく政府内で鋭意検討を進めているところであります。

また、アスベスト対策、浮遊粒子状物質対策等についても一層の推進を図る所存であります。

水質保全対策につきましては、東京湾等の水質総量規制を積極的に推進するとともに、海域における富栄養化対策、湖沼水質保全対策を進め、さらに、内海の保全と利用についての国際会議を開催するなど、閉鎖性水域の環境保全施策の推進に努めてまいります。

第六に、環境保健施策の推進であります。大気汚染の影響による健康被害を未然に防止するため、健康被害予防事業の推進や大気汚染と健康との継続的な監視体制づくりなどの総合的な環境保健施策に積極的に取り組んでまいりたいと思っております。

おります。

また、健康被害の救済にも引き続き万全を期してまいります。特に、水俣病対策につきましても、認定業務の一層の促進等に努めてまいります。

以上、環境行政の主要な課題と今後の取り組みの基本的方向について所信を申し述べさせていただきます。

環境がますます重要となっている今日、この日本と地球の環境資源を私たちの世代で使い切ることなく、美しく住みよいものとして私たちの子孫に引き継いでいくことが環境行政に与えられた重大な使命であります。私は、来るべき二十一世紀に向けて、次の世代に誇り得る環境行政の推進に心がけ、各界各層の国民と手を携えて最大限の努力をいたしてまいりたいと存じております。

何とぞ、本委員会及び委員各位におかれましては、環境行政の一層の推進のため、今後とも御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

○委員長(大森昭君) 次に、平成二年度環境庁関係予算及び平成二年度各府庁の環境保全関係予算について、順次説明を聴取いたします。渡辺官房長。

○政府委員(渡辺修君) 平成二年度の環境庁関係予算案について、その概要を御説明申し上げます。

平成二年度総理府所管一般会計歳出予算要求額のうち、環境庁予算要求額は四百九十六億八千四百二十二万円であり、これを前年度の当初予算額四百八十四億五千九百九十二万円と比較すると十二億七千八百三十万円、二・六%の増額となっております。

予算要求額の主要な項目について御説明申し上げます。

努めるほか、国民各界各層に対する環境教育の強化、都市生態系の再生や快適な町づくりの促進を図るとともに、環境影響評価及び公害防止計画の策定の推進に必要な経費など、合わせて七億七千七百三十二万円を計上しているところであります。

なお、これらにあわせて、地球環境問題についての総合調整機能を強化するため、庁内の関係事務を一元化し企画調整局に地球環境部を新設することとしております。

第二に、公害による健康被害者の救済等については、従来に引き続き、公害健康被害補償制度の適正かつ円滑な実施を図るとともに、公害健康被害補償予防協会に設けられている基金を活用した健康被害予防事業や総合的な環境保健施策を推進するほか、水俣病の認定業務を一層推進することとし、これらの経費として二百二十七億七千五百二十二万円を計上しております。

第三に、大気汚染等の防止については、窒素酸化物対策として、自動車排出ガスの規制、低公害車の普及推進を進めるほか、オゾン層保護対策として、フロンガス等の監視及び調査研究の推進等、酸性雨対策として監視測定体制の整備に努めるとともに、アスベスト対策及び未規制大気汚染物質対策の推進を図ることとしております。

また、騒音、振動及び悪臭対策についても一層の推進を図ることとし、これらの経費として七億九千四百二十二万円を計上しております。

第四に、水質汚濁の防止については、生活雑排水対策及び地下水質の保全対策を推進するほか、東京湾の環境保全、水質総量規制の推進、汚濁河川対策、湖沼水質の保全等の対策を推進するため経費として七億九千八百四十四万円を計上しております。

このほか、地盤沈下防止及び廃棄物対策費として一億千七百七十九万円、土壌汚染防止及び農薬対策費として一億五千四百一十二万円をそれぞれ計上しております。

第五に、公害防止事業団については、事業団の

事業運営に必要な事務費等の助成費として三十六億三千八百十五万円を計上しております。

第六に、公害監視等設備の整備については、地方公共団体の監視測定体制等の整備を助成するために必要な経費として七億六千九百四十四万円を計上しております。

第七に、環境保全に関する調査研究の推進のための経費については、総額四十三億七千七百七十五万円を計上しております。

この内訳としては、まず、国立試験研究機関等の公害防止等試験研究費として十九億二千八百四十四万円を環境庁において一括計上するとともに、環境保全総合調査研究促進調整費として一億七千五百万円を計上し、関係省庁が所管する各種の環境保全に関する調査研究の総合的調整を行うほか、新たに地球環境研究総合推進費として十二億円を計上し、関係省庁の所管する国立試験研究機関等が行う各種の地球環境保全に関する調査研究の総合的推進を図ることとしております。

また、地球観測衛星ADEOSに搭載する成層圏オゾン等の観測機器の開発、光化学スモッグや公害による健康被害の解明、その他大気汚染、水質汚濁、自然保護等に関する調査研究費についても十億四千七百七十一万円を計上し、必要な調査研究を進めることとしております。

第八に、自然環境の保全対策及び施設整備について申し上げます。

まず、自然環境の保全対策及び自然公園等の維持管理等については、自然環境保全基礎調査を初めとする調査研究を実施するとともに、国立公園等の保護管理の強化を図ることとしております。

また、野生生物の保護対策については、絶滅のおそれのある野生生物種の監視調査等を実施するとともに、国設鳥獣保護区の管理強化等を図ることとしております。

これらに必要な経費として、合わせて十六億四千四百七十一万円を計上しているところであり、次に、自然公園等の施設の整備については、国

立・国定公園の利用施設や長距離自然歩道等の整備に必要な経費として二十九億七千四百六十二万円を計上しております。

第九に、国立公害研究所については、地球環境問題等環境全般にわたる研究の一層の推進を図るため、地球環境研究センターの設置など体制の強化を図り、国立環境研究所に改組するとともに、環境に関する研究と研修の緊密な連携の観点から公害研究所を統合する等機能の充実強化を図ることとし、これらに必要な経費として四十四億七千九百一十万円を計上しております。

また、国立水俣病研究センターの運営等に必要経費として四億二千八百五十七万円を計上しております。

以上、平成二年度環境庁関係予算案の概要につきまして御説明申し上げます。

○委員長(大森昭吉) 安原企画調整局長。

○政府委員(安原正吉) 各省庁の平成二年度環境保全経費等の概要について御説明いたします。

まず、歳出予算について御説明いたします。

平成二年度における環境保全経費の総額は一兆三千四百一十二億円で、前年度の当初予算に比べ百八億、〇・八%の増となっております。

これを事項別に見ますと、各種基準等の設定のために十億円、監視取り締まりの強化のために六十億円、公害防止事業助成のために七十二億円、公害防止関係公共事業等の推進のために一兆千三百四十四億円、公害防止調査研究の推進のために二百六十七億、公害被害者保護対策等の充実のために二百四十三億、自然保護対策の推進のために一千四百八十九億、その他として百二十七億円が計上されております。

主要な項目については、次のようになっております。

まず、環境保全経費全体の八三%を占める公害防止関係公共事業のうちでは、建設省等に計上されている下水道事業費八千二百三十八億、公共用飛行場周辺及び防衛施設周辺における騒音防止対策等の経費として運輸省、防衛施設庁に一千

三百三十七億、さらには、厚生省、運輸省等に計上されている廃棄物処理施設整備費八百六十八億円などがあります。

また、公害被害者保護対策のうちでは、環境庁の公害健康被害補償対策等経費二百二十八億円、自然保護対策のうちでは、建設省等の公園事業費一千八百七十七億、環境庁の自然公園等施設整備費三十億円などがあります。

なお、近年の地球環境問題に対する取り組みの重要性にかんがみ、環境保全経費とは別に、環境庁において各省庁の地球環境保全関係予算を取りまとめたところであり、これによると、平成二年度における総額は四千五百二十三億円であり、前年度の当初予算に比べ二百六十七億、六・三%の増となっております。

これを事項別に見ますと、地球環境保全関係一般経費として六百億円、衛星等研究開発関係費として二百九十九億、エネルギー対策関係費として三千六百九十三億、その他関連経費として十億円となっております。

特に、国際機関等への拠出、調査研究等を内容とする地球環境保全関係一般経費は、新規施策が多く盛り込まれるとともに、対前年度比三五・九%の高い伸びとなっております。

次に、公害防止関係財政融資の概要について御説明いたします。

平成二年度における公害防止関係財政融資は、貸し付け規模等において総額一兆六千六百八十億円を予定しており、前年度の当初計画額に比べ八十四億円の増となっております。

機関別の主な内訳としては、公害防止事業団が事業規模で七百四十億円、日本開発銀行が貸し付け規模で六百億円を予定しているなどのほか、地方公共団体の下水道整備、廃棄物処理等の事業を推進するため、地方債計画において一兆四千九百十三億円を予定しております。

このほか、中小企業金融公庫、環境衛生金融公庫、北海道東北開発公庫、中小企業事業団等において産業公害防止対策等所要の融資を引き続き行

うこととしております。

最後に、環境保全関係の税制改正措置について御説明申し上げます。

大都市を中心とした窒素酸化物汚染に対し効果的に対処するため、五十四年規制以前の古いディーゼルトラック、バスの廃車を前提とした最新規制適合車への買い換えを促進するための税制措置などの新設やメタノール車への特例措置の延長などの措置をとることとしております。

また、野生動物植物の保護繁殖を目的とする公益信託についての税の特例措置を新設することとしております。

このほか、公害防止用設備に係る特例措置の延長、公害防止事業団の事業に対する特例措置の延長など、所要の税制上の措置をとることとしております。

以上をもちまして平成二年度の各省庁の環境保全経費等の説明を終わります。

○委員長(大森昭吉) 次に、公害等調整委員会の事務の概要などについて説明を聴取いたします。

○政府委員(勝見嘉美君) 公害等調整委員会が平成元年中に行った公害紛争の処理に関する事務及び平成二年度総理府所管一般会計公害等調整委員会予算案について御説明申し上げます。

まず、公害紛争の処理に関する事務の概要について御説明申し上げます。

第一に、平成元年中に当委員会に係属した公害紛争事件は、水俣病損害賠償調停事件、仙台湾における養殖被害等調停事件、大阪府における新幹線騒音被害等調停事件、長野県及び北海道におけるスパイクタイヤ使用禁止等調停事件、東京都世田谷区上馬における道路騒音等被害責任裁定事件、長崎県長門郡における養殖真珠被害原因裁定事件等合計二十三件であります。

なお、以上のほか水俣病損害賠償調停事件については、調停条項の中に、将来申請人の症状に慰謝料等の金額の増額を相当とするような変化が生じたときは、申請人は、調停委員会に対し、金額

の変更を申請することができるといふ事項があり、この調停事項に基づいてなされた水俣病慰謝料額等変更申請事件が二十三件あります。

これらの係属事件のうち、平成元年中に事件が終結したものは、長野県及び北海道に在る申請人がそれぞれ国を相手方として、スパイクタイヤの使用によって生ずる道路粉じんが住民の生命や健康に被害を発生させるのを防止するため、スパイクタイヤの製造、輸入、販売、使用を全面的に禁止する等の適切な措置を講ずるよう求めた申請につき、公害紛争処理法第二十五条の規定により、長野県知事及び北海道公害審査会にそれぞれ移送することとしたスパイクタイヤ使用禁止等調停事件、水俣病と認定された患者とチソ株式会社との間で患者個人ごとに具体的な損害賠償額を定める調停を成立させた水俣病に関する調停事件、自動車の走行によって生ずる騒音等の被害について、東京都世田谷区上馬交差点周辺地区に居住する申請人から国等を相手方として申請されていた責任裁定事件を職権により調停に付し、防音壁の設置、特殊舗装の試験の実施などを内容とする調停を成立させた道路騒音等被害責任裁定事件等合計十九件であります。

なお、平成元年中に処理した水俣病慰謝料額等変更申請事件は十五件であります。

現在係属中の事件につきましては、適切な解決が図られるよう努力してまいりて所存であります。

第二に、平成元年中に都道府県公害審査会に係属した公害紛争事件は六十五件であり、工場、工事現場及び近隣の騒音に係る事件及び道路、廃棄物処理場の建設反対に見られる将来の被害の発生防止を求める事件が多くなっております。

これらのうち、平成元年中に事件が終結したものは二十七件であり、その多くが防音工事その他発生源となっている施設の改善、作業方法の変更等と内容とする発生源対策及び損害賠償の支払いにより解決を見ております。

公害紛争処理法においては、当委員会と都道府県公害審査会とはそれぞれが独立の機関として職務を遂行することとなっておりますが、当委員会としては、公害紛争の迅速かつ適正な処理という観点から全国の公害審査会をバックアップするため、審査会との間の情報交換、連絡協議に努めるとともに、参考となる情報、資料の提供を積極的に行っているところであります。

第三に、全国の公害苦情の実態について御説明申し上げます。

当委員会の調査によれば、昭和六十三年年度において全国の地方公共団体に寄せられた公害に関する苦情は約七万三千件となっており、これを対前年度比で見ると約三千件の増加となっております。苦情件数は、四十七年度の約八万八千件をピークに以後減少傾向を示したものの、五十八年度から再び増加傾向を示しております。

これを苦情の種類別に見ると、いわゆる典型七公害に関する苦情では、騒音に関する苦情が最も多く、全苦情の二八％となっており、悪臭一六％、大気汚染一二％、水質汚濁一〇％等の順となっております。また、廃棄物に関する苦情等これら典型七公害に分類できない苦情は約二九％となっており、年々増加してきております。

公害苦情を迅速かつ適正に処理することは、公害紛争を未然に防止し、地域における良好な生活環境の実現を確保する上で不可欠なものであります。

この公害苦情につきましては、都道府県または市区町村がその処理に当たっておりますが、ただいま申し上げましたところにかんがみ、当委員会としては、これらの地方公共団体に対し、職員に対する研修の実施、苦情処理に必要な情報の提供、あるいは個別の事案についての指導、助言等を積極的に行っているところであります。

続きまして、平成二年度公害等調整委員会予算案について、その概要を御説明申し上げます。

平成二年度総務府所管一般会計歳出予算要求額のうち、公害等調整委員会予算要求額は四億六千二百万円であり、これを前年度の当初予算額四億五千百万円と比較いたしますと、二・四％、

一千百万円の増額となっております。

次に、その内訳について御説明申し上げます。

第一に、当委員会に係属する公害紛争事案の審理経費、公害の因果関係の解明に必要な調査経費、職員基本給等の人件費を含む一般事務処理経費として四億三千三百万円を計上しております。

第二に、公害紛争の処理を担当する都道府県公害審査会委員及びその事務を担当する職員との情報交換、連絡協議のための経費及び公害苦情処理を担当する地方公共団体の職員に対する研修、情報提供、指導並びに公害苦情の実態調査を実施するための経費として二千九百万円を計上しております。

以上が平成元年中に公害等調整委員会が行った公害紛争の処理に関する事務の概要及び平成二年度公害等調整委員会予算案の概要であります。

よろしくお願ひ申し上げます。

○委員長(大森昭君) 以上で所信及び説明の聴取は終わりました。

本件に対する質疑は後日に譲ることといたします。

○委員長(大森昭君) この際、本宮環境政務次官から発言を求められておりますので、これを許します。本宮環境政務次官。

○政府委員(木宮和彦君) 本年二月二十八日付で環境政務次官に就任いたしました木宮和彦でございます。

ただいま大臣から所信表明が行われたところでございますが、環境行政には重要な課題が山積しているわけでございます。私は、これまで主に教育の分野でいろいろと勉強させていただきながら環境行政の推進に邁進してまいりて所存でございます。

委員長を初め、委員の皆様方の御指導、御鞭撻を心からお願ひ申し上げます。よろしくお願いいたします。

○委員長(大森昭君) 本日はこれにて散会いたします。

午前十一時三十二分散会

三月三十日本委員会に左の案件が付託された。

一、スパイクタイヤ使用禁止措置制定に関する身体障害者運転車両の除外に関する請願(第一一九号)(第一四一号)

第一一九号 平成二年三月十九日受理

スパイクタイヤ使用禁止措置制定に関する身体障害者運転車両の除外に関する請願

請願者 仙台市宮城野区鶴ヶ谷七ノ二ノ七 阿部多七郎

紹介議員 遠藤 要君

一、スパイクタイヤ使用禁止規制措置の制定について、身体障害者が運転する車両について除外措置を講ずること。

理由

上・下肢などの障害で歩行困難な身体障害者は、自動車や補装具として手足代わりに自ら運転し、移動の確保、行動範囲の拡大を図り自立と社会参加に努めている。冬期間の降雪地区などにおける自動車の冬タイヤのスパイクタイヤ使用によって起こる粉じんや騒音公害が大きな社会問題となっており、その防止策としてスパイクタイヤの製造販売並びに使用禁止などの規制措置の制定が検討されているが、足代わりとして自動車を自ら運転している障害者で、車いす常用者、松葉づえの者、上肢障害で手の不自由な者は、道路の状況に応じた必要なチェーンの着脱やタイヤの履き換えが困難である。障害者ドライバーは、安全走行のためと燃料費などの節減を考慮スパイクタイヤなど冬タイヤの装着を最小限度に押さえ使用している。雪道や凍結路のスパイクタイヤに代わる冬タイヤの研究開発にも大きな期待をしている。スパイクタイヤの使用全面禁止措置が施行されることは、

積雪地帯に住む障害者ドライバーにとって足を奪われるに等しく、生活権や行動力が脅かされる。新たなスパイクタイヤの製造販売が禁止され購入ができなくなるが、現在所有しているスパイクタイヤの使用については、身障者自ら運転する車両を禁止対象除外する措置を講ずべきである。

第一四一号 平成二年三月二十日受理
スパイクタイヤ使用禁止措置制定に関する身体障害者運転車両の除外に関する請願

請願者 仙台市泉区南中山一ノ五ノ一二 平田健治
紹介議員 前島英三郎君
この請願の趣旨は、第一一九号と同じである。

四月六日本委員会に左の案件が付託された。
一、スパイクタイヤ使用禁止措置制定に関する身体障害者運転車両の除外に関する請願（第二二四号）

一、国立科学博物館附属自然教育園等の生態系保存のための周辺五百メートル範囲内の建築物、工作物の規制強化に関する請願（第二四九号）

第二二四号 平成二年三月二十八日受理
スパイクタイヤ使用禁止措置制定に関する身体障害者運転車両の除外に関する請願

請願者 長崎県大村市平町一、五五〇ノ一 佐藤強
紹介議員 篠崎 年子君
この請願の趣旨は、第一一九号と同じである。

第二四九号 平成二年三月二十九日受理
国立科学博物館附属自然教育園等の生態系保存のための周辺五百メートル範囲内の建築物、工作物の規制強化に関する請願

請願者 東京都港区白金台五ノ二三ノ一一

紹介議員 田 英夫君
棚田敷 外一万六百十名

東京都内並びにその周辺の自然や緑地は、現在の乱開発により絶滅の危機にひんしている。このような状態が続けば、子孫に残すべき大切な自然が数年のうちに失われてしまうのは、誰の目にも明らかである。東京都港区白金台の国立科学博物館附属自然教育園に限っても、この問題は憂慮すべき深刻な状態になっている。学術的にも国民の憩いの場としても、この掛け替えのない武蔵野の面影を残す原生林を守るために、国として何らかの法的規制をすべきである。現行の東京都の環境アセスメント条例は、事業主の手で行われるものであって、現在のところ十分に機能せず、ただ単に開発の遅れにしかすぎず、本来在るべき環境保全には程遠いものがある。自然が姿を消せば、抵抗力の弱い子供たちはその被害をもろに受けて、心身の健全な発達は望むべくもない。ついては、次の事項について実現を図られたい。

一、国、都などの公園、緑地等は、その周辺五百メートル以内については、地上並びにその周辺の建築物、工作物について規制を強化する制度を実現すること。

二、地形、地質などにより、特に必要と思われる箇所は舗装をはいたり、建物を建てないなどの特別措置を講ずること（例 湧（ゆう）水源、湧水脈を避けるなど）。

理由

（一）自然教育園は、昭和三十九年一月から始まった首都高速道路二号線の建設によって、三つの湧水のうち、西南部の水鳥の沼の湧水が翌年枯れてしまった（自然教育園報告第七号、昭和五十二年発行）。（二）首都高速道路二号線の開通（昭和四十二年）に伴い、南側（目黒通り）、北側（港・品川・渋谷の区境）に中高層ビル建設が進められ、日陰、騒音、振動、夜間照明、排ガス、ビル風などにより、樹木、野鳥などの被害は著しく、自然教育園の現在の衰退をもたらした。（三）東京都条例

による環境アセスメントを実施しながら、次のような影響が出ている。第一に、地下鉄七号線第一期工事について、駒込二丁目十番地、本駒込五丁目六七番地の池沼の水が、駒込一岩淵間の工事進行中に湧水量の低下と透明度の低下がみられ、本意見書に述べた危機が現実のものとなった。と記されている。営団もこれを認め、「すでに現地に於て地下水量の減少を水道水の塩素を除去して補給している」と見解を述べている。第二に、超高層ビルの建設について、港区芝五丁目で、三年前から工事の始まった日本電気本社ビル（地上百八十八メートル・四十三階地下四階建て）の建設現場付近で、最高五十六メートルの地盤沈下が生じた。道路や建物のひび割れの外、ガス漏れ騒ぎまで起きている。（四）自然教育園北側の百五十メートル離れたサッポロビール恵比寿工場跡地の南斜面は、関東たんばろが生い茂り、自然教育園と同様の樹林、野鳥の生息が見られ、自然教育園の野鳥のえさ場ともいえるべき唯一の場所である。しかし、ここにも高さ百八十八メートルの超高層ビル群の建設が計画されていて、自然教育園への影響が心配される。

四月十日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、自然環境保全法等の一部を改正する法律案

自然環境保全法等の一部を改正する法律案

（自然環境保全法の一部改正）

第一条 自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）の一部を次のように改正する。

第十七条第一項ただし書中「行なう」を「行う」に改め、同項第七号中「植物」の下に「を採取し、若しくは損傷し」を加え、同項第九号中「捕獲し」の下に「若しくは殺傷し」を加え、「採取する」を「採取し、若しくは損傷する」に改める。
第二十五条第四項ただし書中「行なう」を「行う」に改め、同項に次の一号を加える。

う」に改め、同項に次の一号を加える。

四 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外地域のうち環境庁長官が指定する区域内において車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

第二十六条第三項中「捕獲し」の下に「若しくは殺傷し」を加え、「採取しては」を「採取し、若しくは損傷しては」に改め、同項第一号、第二号、第四号及び第五号中「行なう」を「行う」に改める。

第二十七条第三項ただし書中「行なう」を「行う」に改め、同項第五号中「捕獲する」を「捕獲し、若しくは殺傷し、又は採取し、若しくは損傷する」に改める。

第五十三条中「二十万円」を「五十万円」に改める。
第五十四条中「十万円」を「三十万円」に改め、同条第一号中「附せられた」を「付せられた」に改める。

第五十五条中「十万円」を「三十万円」に改める。
第五十六条中「五万円」を「二十万円」に改める。

（自然公園法の一部改正）

第二条 自然公園法（昭和三十一年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第十七条第三項第八号中「採取する」を「採取し、又は損傷する」に改め、同項第九号中「へい」を「併」に改め、同項に次の一号を加える。

十 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の地域のうち環境庁長官が指定する区域内において車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

第十八条第三項第一号中「前条第三項各号」を「前条第三項第一号から第七号まで及び第九号」に改め、同項第二号を同項第二号の二とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 木竹を損傷すること。
第十八条第三項第五号中「火入」を「火入れ」に

改め、同項第六号中「植物」を「木竹以外の植物」を採取し、若しくは損傷し、に改め、同項第七号中「捕獲し」の下に、「若しくは殺傷し」を加え、「採取する」を「採取し、若しくは損傷する」に改め、同項第八号中「地域内へ車馬を入れる」を「地域内において車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させる」に改める。

第十八条の二第三項ただし書中「行なう」を「行う」に改め、同項第二号中「採取する」を「捕獲し、若しくは殺傷し、又は採取し、若しくは損傷する」に改める。

第四十九条中「二十万円」を「五十万円」に改める。

第五十条中「十万円」を「三十万円」に改め、同条第二号中「附せられた」を「付せられた」に改める。

第五十一条中「十万円」を「三十万円」に改める。

第五十二条中「五万円」を「二十万円」に改める。

(鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律の一部改正)
第三条 鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律(大正七年法律第三十二号)の一部を次のように改正する。

第一条ノ四第一項中「之ヲ捕獲スル」を「其ノ捕獲(殺傷ヲ含ム以下同ジ)ヲ為ス」に改める。

第二条中「之ヲ」を「其ノ」に、「採取スル」を「採取(損傷ヲ含ム以下同ジ)ヲ為ス」に改める。

第三条中「之ヲ」を「其ノ」に、「捕獲スル」を「捕獲ヲ為ス」に改める。

第八条ノ三第七項中「狩猟鳥獣ヲ捕獲スル」を「狩猟鳥獣ノ捕獲ヲ為ス」に改める。

第十一条第一項中「鳥獣ヲ捕獲スル」を「鳥獣ノ捕獲ヲ為ス」に改める。

第十二条第一項中「鳥獣ヲ捕獲シ又ハ鳥類ノ卵ヲ採取スル」を「鳥獣ノ捕獲又ハ鳥類ノ卵ノ採取ヲ為ス」に改める。

第十三条中「捕獲シタル」を「捕獲ヲ為シタル」に改める。

第十四条第三項中「狩猟鳥獣ヲ捕獲スル」を「狩猟鳥獣ノ捕獲ヲ為ス」に改める。

第十五条中「鳥獣ヲ捕獲スル」を「鳥獣ノ捕獲ヲ為ス」に改める。

第十九条中「鳥獣ヲ捕獲シ、又ハ鳥類ノ卵ヲ採取セントスル」を「鳥獣ノ捕獲又ハ鳥類ノ卵ノ採取ヲ為サントスル」に改める。

第二十条中「捕獲シタル」を「捕獲ヲ為シタル」に、「採取シタル」を「採取ヲ為シタル」に改める。

第二十条ノ二第二項中「捕獲シ、又ハ採取シタル」を「捕獲又ハ採取ヲ為シタル」に、「採取セル」を「採取ヲ為セル」に改める。

第二十一条第一項中「三十万円」を「五十万円」に改め、同項第一号中「第三条」を「第一条ノ四第一項、第二条、第三条」に改める。

第二十二条中「二十万円」を「三十万円」に改め、同条第一号中「第一条ノ四第一項、第二条」を削る。

第二十二條ノ二中「二十万円」を「三十万円」に改める。

第二十三条中「十万円」を「二十万円」に改める。

附 則

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(火薬類取締法の一部改正)
第二条 火薬類取締法(昭和二十五年法律第四百十九号)の一部を次のように改正する。

第十七条第一項第三号中「鳥獣を捕獲すること」を「鳥獣の捕獲をすること」に、「鳥獣を捕獲する目的」を「鳥獣の捕獲(殺傷を含む)をする目的」に改める。

(銃砲刀剣類所持等取締法の一部改正)
第三条 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)の一部を次のように改正する。

第五条の二第四項第一号中「ライフル銃に

よる獣類の捕獲」の下に「(殺傷を含む。以下同じ)」を加える。

四月十三日本委員会に左の案件が付託された。
一、スパイクタイヤ使用禁止措置制定に関する身体障害者運転車両の除外に関する請願(第二五七号)(第二六三三号)(第二六九号)(第二九四号)(第三〇七号)(第三五八号)(第三六五号)

第二五七号 平成二年三月三十日受理
スパイクタイヤ使用禁止措置制定に関する身体障害者運転車両の除外に関する請願
請願者 石川県金沢市御所町リノ三二宮 下数雄
紹介議員 香掛 哲男君
この請願の趣旨は、第一一九号と同じである。

第二六三三号 平成二年三月三十日受理
スパイクタイヤ使用禁止措置制定に関する身体障害者運転車両の除外に関する請願
請願者 沖縄県浦添市字前田一、二六四 荻堂盛助
紹介議員 大城 眞順君
この請願の趣旨は、第一一九号と同じである。

第二六九号 平成二年三月三十日受理
スパイクタイヤ使用禁止措置制定に関する身体障害者運転車両の除外に関する請願
請願者 鹿児島県薩摩郡宮之城町屋地一七 一ノ一六 小林厚雄
紹介議員 井上 吉夫君
この請願の趣旨は、第一一九号と同じである。

第二九四号 平成二年四月二日受理
スパイクタイヤ使用禁止措置制定に関する身体障害者運転車両の除外に関する請願

請願者 千葉県長生郡白子町北高根九二八 酒井正則
紹介議員 赤桐 操君
この請願の趣旨は、第一一九号と同じである。

第三〇七号 平成二年四月三日受理
スパイクタイヤ使用禁止措置制定に関する身体障害者運転車両の除外に関する請願
請願者 熊本県人吉市大畑町二、一五九 田代幸信
紹介議員 田代由起男君
この請願の趣旨は、第一一九号と同じである。

第三五八号 平成二年四月五日受理
スパイクタイヤ使用禁止措置制定に関する身体障害者運転車両の除外に関する請願
請願者 山形県西村山郡河北町西里二四四 佐藤光昭
紹介議員 星川 保松君
この請願の趣旨は、第一一九号と同じである。

第三六五号 平成二年四月五日受理
スパイクタイヤ使用禁止措置制定に関する身体障害者運転車両の除外に関する請願
請願者 佐賀市天祐一ノ八ノ五 野田義治
紹介議員 陣内 孝雄君
この請願の趣旨は、第一一九号と同じである。

水質汚濁防止法等の一部を改正する法律案
水質汚濁防止法等の一部を改正する法律
(水質汚濁防止法の一部改正)
第一条 水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

四月十六日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。
一、水質汚濁防止法等の一部を改正する法律案

水質汚濁防止法等の一部を改正する法律案
水質汚濁防止法等の一部を改正する法律
(水質汚濁防止法の一部改正)
第一条 水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

水質汚濁防止法等の一部を改正する法律案
水質汚濁防止法等の一部を改正する法律
(水質汚濁防止法の一部改正)
第一条 水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

水質汚濁防止法等の一部を改正する法律案
水質汚濁防止法等の一部を改正する法律
(水質汚濁防止法の一部改正)
第一条 水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

水質汚濁防止法等の一部を改正する法律案
水質汚濁防止法等の一部を改正する法律
(水質汚濁防止法の一部改正)
第一条 水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

水質汚濁防止法等の一部を改正する法律案
水質汚濁防止法等の一部を改正する法律
(水質汚濁防止法の一部改正)
第一条 水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二章 排出水の排出の規制等(第三
条―第十四条の二)」を「第二章 排出水の排
出の規制等(第三―第十四条の二)」に
改める。

第一節中「規制すること等によつて」を「規制
すること等によつて、生活排水対策の実施を推進する
こと等によつて」に改める。

第二節第五項中「特定施設」を「特定施設(指
定地域特定施設を除く)」に改め、同項を同条第
六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条
第三項中「特定施設」の下に「(指定地域特定施設
を含む。以下同じ。)」を加え、同項を同条第四
項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 この法律において「指定地域特定施設」と
は、第四条の二第一項に規定する指定水域の汚
水又は廃液を排出する施設として政令で定め
る施設で同条第一項に規定する指定地域に設
置されるものをいう。

第二節に次の一項を加える。

7 この法律において「生活排水」とは、炊事、
洗濯、入浴等人の生活に伴い公共用水域に排
出される水(排水を除く)をいう。

第三節第二項中「同項第二号」を「前条第二項
第二号」に改める。

第四節の二第一項中「次項において」を「以下」
に改める。

第六節第一項中「一の施設が特定施設」の下に
「(指定地域特定施設を除く。以下この項におい
て同じ。)」を加え、同項に後段として次のよう
に加える。

この場合において、当該施設につき既に指
定地域特定施設についての前条第一項又は次
項(瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八
年法律第百十号)第十二条の二の規定又は湖
沼水質保全特別措置法(昭和五十九年法律第
六十一号)第十四条の規定によりこれらの規

定が適用される場合を含む。)の規定による届
出がなされているときは、当該届出をした者
は、当該施設につきこの項の規定による届出
をしたものとみなす。

第六節第二項を同条第三項とし、同条第一項
の次に次の一項を加える。

2 一の施設が指定地域特定施設となつた際現
在指定地域においてその施設を設置している
者(設置の工事をしていない者を含む。以下こ
の項において同じ。又は一の地域が指定地域
となつた際現にその地域において指定地域特
定施設を設置している者であつて、排水水を
排出するものは、当該施設が指定地域特定施
設となつた日又は当該地域が指定地域となつ
た日から三十日以内に、総理府令で定めると
ころにより、前条第一項各号に掲げる事項を
都道府県知事に届け出なければならない。こ
の場合において、当該施設につき既に湖沼水
質保全特別措置法第十四条の規定により指定
地域特定施設とみなされる施設についての同
条の規定により適用される前条第一項又はこ
の項の規定による届出がなされているときは、
当該届出をした者は、当該施設につきこの項
の規定による届出をしたものとみなす。

第十條及び第十一條第一項から第三項までの
規定中「第六節第一項」の下に「若しくは第二項」
を加える。

第十二條第二項中「一の施設が特定施設」の下
に「(指定地域特定施設を除く。以下この項にお
いて同じ。)」を加え、同条に次の一項を加え
る。

3 第一項の規定は、一の施設が指定地域特定
施設となつた際現に指定地域においてその施
設を設置している者(設置の工事をしていない
者を含む。以下この項において同じ。又は一
の地域が指定地域となつた際現にその地域に
おいて指定地域特定施設を設置している者の
当該施設を設置している工場又は事業場から
排出される水については、当該施設が指定地

域特定施設となつた日又は当該地域が指定地
域となつた日から一年間(当該施設が政令で
定める施設である場合にあつては、三年間)
は、適用しない。ただし、当該施設が指定地
域特定施設となつた際既に当該工場又は事業
場が特定事業場であるとき、及びその者に適
用されている地方公共団体の条例の規定で第
一項の規定に相当するものがあるとき(当該
規定の違反行為に対する処罰規定がないとき
を除く)は、この限りでない。

第十三條第二項中「第十二條第二項」の下に
「及び第三項」を加え、同条第四項中「第二條第
二項」の下に「若しくは第三項」を加える。

第十三條の二第一項中「定めて特定施設」の下
に「(指定地域特定施設を除く。以下この条にお
いて同じ。)」を加える。

第二章の次に次の一章を加える。

第二章の二 生活排水対策の推進
(国及び地方公共団体の責務)

第十四條の三 市町村(特別区を含む。以下こ
の章において同じ。)は、生活排水の排出によ
る公共用水域の水質の汚濁の防止を図るため
の必要な対策(以下「生活排水対策」という。)
として、公共用水域の水質に対する生活排水
による汚濁の負荷を低減するために必要な施
設(以下「生活排水処理施設」という。)の整備、
生活排水対策の啓発に携わる指導員の育成そ
の他の生活排水対策に係る施策の実施に努め
なければならない。

2 都道府県は、生活排水対策に係る広域にお
ける施策の実施及び市町村が行う生活排水対
策に係る施策の総合調整に努めなければならない。

3 国は、生活排水の排出による公共用水域の
水質の汚濁に関する知識の普及を図るととも
に、地方公共団体が行う生活排水対策に係る
施策を推進するために必要な技術上及び財政
上の援助に努めなければならない。
(国民の責務)

第十四條の四 何人も、公共用水域の水質の保
全を図るため、調理くず、廃食用油等の処
理、洗剤の使用等を適正に行うよう心がける
とともに、国又は地方公共団体による生活排
水対策の実施に協力しなければならない。
(生活排水を排出する者の努力)

第十四條の五 生活排水を排出する者は、下水
道法その他の法律の規定に基づき生活排水の
処理に係る措置を採るべきこととされている
場合を除き、公共用水域の水質に対する生活
排水による汚濁の負荷の低減に資する設備の
整備に努めなければならない。
(生活排水対策重点地域の指定等)

第十四條の六 都道府県知事は、次に掲げる公
共用水域において生活排水の排出による当該
公共用水域の水質の汚濁を防止するために生
活排水対策の実施を推進することが特に必要
であると認めるときは、当該公共用水域の水
質の汚濁に係る関係がある当該都道府県の区域
内に生活排水対策重点地域を指定しなければ
ならない。

一 水質環境基準が現に確保されておらず、
又は確保されないこととなるおそれがある
公共用水域

二 前号に掲げるもののほか、自然的及び社
会的条件に照らし、水質の保全を図ること
が特に重要な公共用水域であつて水質の汚
濁が進行し、又は進行することとなるおそ
れが著しいもの

2 都道府県知事は、生活排水対策重点地域を
指定しようとするときは、あらかじめ、関係
市町村長の意見を聴かなければならない。

3 生活排水対策重点地域の指定をしようとし
る地域に係る公共用水域が他の都府県の区域
にわたる場合においては、都府県知事は、そ
の指定をしようとする旨を当該他の都府県の
都府県知事に通知しなければならない。
4 都道府県知事は、生活排水対策重点地域の
指定をしたときは、その旨を公表するととも

に、当該生活排水対策重点地域をその区域に含む市町村（以下「生活排水対策推進市町村」という。）に通知しなければならない。

5 前三項の規定は、生活排水対策重点地域の変更について準用する。

（生活排水対策推進計画の策定等）

第十四条の七 生活排水対策推進市町村は、生活排水対策重点地域における生活排水対策の実施を推進するための計画（以下「生活排水対策推進計画」という。）を定めなければならない。

2 生活排水対策推進計画においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 生活排水対策の実施の推進に関する基本の方針

二 生活排水処理施設の整備に関する事項

三 生活排水対策に係る啓発に関する事項

四 その他生活排水対策の実施の推進に関し必要な事項

3 生活排水対策推進市町村が生活排水対策推進計画を定めようとするときは、当該生活排水対策重点地域内の他の生活排水対策推進市町村と連携を図らなければならない。

4 生活排水対策推進市町村は、生活排水対策推進計画を定めようとするときは、あらかじめ、その生活排水対策重点地域を指定した都道府県知事に通知しなければならない。

5 前項の通知を受けた都道府県知事は、当該市町村に対し、生活排水対策の推進に關し助言をし、その推進に關し特に必要があると認める場合に於ては勧告をすることができ

る。

6 生活排水対策推進市町村は、生活排水対策推進計画を定めたときは、その内容を公表しなければならない。

7 第三項から前項までの規定は、生活排水対策推進計画の変更について準用する。

（生活排水対策推進計画の推進）

第十四条の八 生活排水対策推進市町村は、当

該生活排水対策重点地域内の他の生活排水対策推進市町村と連携を図りながら、生活排水対策推進計画に定められた生活排水対策の実施の推進に關する基本方針に従い、生活排水処理施設の整備、生活排水対策に係る啓発その他生活排水対策の実施に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（指導等）

第十四条の九 生活排水対策推進市町村の長は、生活排水対策推進計画を推進するために必要と認める場合には、その生活排水対策重点地域において生活排水を排出する者に対し、指導、助言及び勧告をすることができ

る。

第二十八条第一項中「第二項」の下に、「第十四条の六第一項、第十四条の七第五項」を加える。

（瀬戸内海環境保全特別措置法の一部改正）

第二条 瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十二条の二」を「第十二条の三」に、「第十二条の三」を「第十二条の四」に、「第十二条の四」を「第十二条の五」に、「第十二条の五」を「第十二条の六」に、「第十二条の六」を「第十二条の七」に改める。

第五条第一項中「排出される排水（同条第三項に規定する排水をいう。以下同じ）」を「公共用水域に排出される水（以下「排水」という。）」に改める。

第七条第二項に後段として次のように加える。

この場合において、当該施設につき既に第十二条の二又は湖沼水質保全特別措置法（昭和五十九年法律第六十一号）第十四条の規定により適用される水質汚濁防止法第五条第一項又は第六条第二項の規定による届出がされているときは、当該届出をした者は、当該施設につきこの項の規定による届出をしたものとみなす。

第十二条第一項中「第二項第五項」を「第二条第六項」に改め、同条第二項中「第六条第二項」を「第六条第三項」に改める。

第十二条の七を第十二条の八とし、第十二条の六を第十二条の七とし、第三章第二節中第十二条の五を第十二条の六とし、第十二条の四を第十二条の五とし、第十二条の三を第十二条の四とし、同章第一節中第十二条の二を第十二条の三とし、第十二条の次に次の一条を加える。

（みなし指定地域特定施設に係る排水の排出の規制等）

第十二条の二 第五条第一項に規定する区域においては、第二条第一項に規定する瀬戸内海の水質にとつて水質汚濁防止法第二条第二項第二号に規定する程度の汚水又は廃液を排出する施設として政令で定める施設について、これを同条第三項に規定する指定地域特定施設とみなし、同法の規定を適用する。この場合において、同法第六条第二項及び第十二条第三項中「指定地域」において「指定区域」とあるのは「指定区域」とする。

第十二条の二 第五条第一項に規定する区域においては、第二条第一項に規定する瀬戸内海の水質にとつて水質汚濁防止法第二条第二項第二号に規定する程度の汚水又は廃液を排出する施設として政令で定める施設について、これを同条第三項に規定する指定地域特定施設とみなし、同法の規定を適用する。この場合において、同法第六条第二項及び第十二条第三項中「指定地域」において「指定区域」とあるのは「指定区域」とする。

第十二条の二 第五条第一項に規定する区域においては、第二条第一項に規定する瀬戸内海の水質にとつて水質汚濁防止法第二条第二項第二号に規定する程度の汚水又は廃液を排出する施設として政令で定める施設について、これを同条第三項に規定する指定地域特定施設とみなし、同法の規定を適用する。この場合において、同法第六条第二項及び第十二条第三項中「指定地域」において「指定区域」とあるのは「指定区域」とする。

第十二条の二 第五条第一項に規定する区域においては、第二条第一項に規定する瀬戸内海の水質にとつて水質汚濁防止法第二条第二項第二号に規定する程度の汚水又は廃液を排出する施設として政令で定める施設について、これを同条第三項に規定する指定地域特定施設とみなし、同法の規定を適用する。この場合において、同法第六条第二項及び第十二条第三項中「指定地域」において「指定区域」とあるのは「指定区域」とする。

第十二条の二 第五条第一項に規定する区域においては、第二条第一項に規定する瀬戸内海の水質にとつて水質汚濁防止法第二条第二項第二号に規定する程度の汚水又は廃液を排出する施設として政令で定める施設について、これを同条第三項に規定する指定地域特定施設とみなし、同法の規定を適用する。この場合において、同法第六条第二項及び第十二条第三項中「指定地域」において「指定区域」とあるのは「指定区域」とする。

なし指定地域特定施設」に改め、同条中「同項に規定する特定施設」を「同条第三項に規定する指定地域特定施設」に改め、「第五条第二項、第十二条の三及び第十三条の二を除く。」を削り、同条後段を次のように改める。

この場合において、同法第六条第二項及び第十二条第三項中「指定地域」において「指定区域」とあるのは「湖沼水質保全特別措置法第三条第二項の指定地域（以下この項において「指定地域」という。）」において、「指定区域」とする。

とあるのは「指定区域」とする。同法第六条第二項中「湖沼水質保全特別措置法第十四条の規定により指定地域特定施設とみなされる施設について同条の規定により適用される前条第一項又はこの項」とあるのは「前条第一項又はこの項（瀬戸内海環境保全特別措置法第十二条の二の規定によりこれらの規定が適用される場合を含む。）」と、同法第十三条第四項中「第二条第二項若しくは第三項」とあるのは「湖沼水質保全特別措置法第十四条」と、「政令又は」とあるのは「政令若しくは」と、「改正」とあるのは「改正又は同法第三条第二項の指定地域の指定若しくはその変更」とする。

第二十二條中「第五条」を「第五条第一項」に改める。

第二十三條第六項中「第二条第三項中「特定施設」を「第二条第四項中「特定施設（指定地域特定施設を含む。以下同じ。）」に「規定により特定施設」を「規定により指定地域特定施設」に、「第六条第二項」を「第六条第三項」に改める。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行の際現に第三条の規定による改正前の湖沼水質保全特別措置法又は同法第十四条の規定により適用される改正前の水質

なし指定地域特定施設」に改め、同条中「同項に規定する特定施設」を「同条第三項に規定する指定地域特定施設」に改め、「第五条第二項、第十二条の三及び第十三条の二を除く。」を削り、同条後段を次のように改める。

汚濁防止法の規定により国の機関に対してされている届出又は国の機関がした命令その他の行為は、第三条の規定による改正後の湖沼水質保全特別措置法又は同法第十四条の規定により適用される改正後の水質汚濁防止法の相当規定に基づいて、相当する国の機関に対してされた届出又は相当する国の機関がした命令その他の行為とみなす。

2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(地方税法の一部改正)
第三条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第五百八十六条第二項第二号ロ及び附則第十四条第二号中「当該特定施設」を「水質汚濁防止法第二条第三項に規定する指定地域特定施設」に改める。

(特定工場における公害防止組織の整備に関する法律の一部改正)
第四条 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律(昭和四十六年法律第七号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第二号ロ中「第二条第五項」を「第一条第六項」に改める。

四月二十日本委員会に左の案件が付託された。
一、スパイクタイヤ使用禁止措置制定に関する身体障害者運転車両の除外に関する請願(第三九二号)(第三九七号)(第四三〇号)(第四五二号)(第四五九号)(第四六七号)(第四八四号)(第五一七号)(第五二三号)(第五一九号)(第五三五号)(第五四一〇号)(第五五〇号)(第五六八号)(第五七三三号)

第三九二号 平成二年四月六日受理
スパイクタイヤ使用禁止措置制定に関する身体障害者運転車両の除外に関する請願
請願者 鳥取県西伯郡日吉津村日吉津五十六

第十八部 環境特別委員会会議録第二号 平成二年四月二十五日【参議院】

紹介議員 ノ一 団義則
坂野 重信君
この請願の趣旨は、第一一九号と同じである。

第三九七号 平成二年四月六日受理
スパイクタイヤ使用禁止措置制定に関する身体障害者運転車両の除外に関する請願
請願者 香川県仲多度郡満濃町岸上八五一
紹介議員 喜岡 淳君
この請願の趣旨は、第一一九号と同じである。

第四三〇号 平成二年四月九日受理
スパイクタイヤ使用禁止措置制定に関する身体障害者運転車両の除外に関する請願
請願者 新潟県中蒲原郡村松町大字下戸倉一、一二三 龜山丈一
紹介議員 長谷川 信君
この請願の趣旨は、第一一九号と同じである。

第四五二号 平成二年四月十一日受理
スパイクタイヤ使用禁止措置制定に関する身体障害者運転車両の除外に関する請願
請願者 岡山県倉敷市児島田の口七ノ七ノ
紹介議員 一井 淳治君
この請願の趣旨は、第一一九号と同じである。

第四五九号 平成二年四月十一日受理
スパイクタイヤ使用禁止措置制定に関する身体障害者運転車両の除外に関する請願
請願者 北九州市八幡西区割子川二ノ一二一 後藤武重
紹介議員 渡辺 四郎君
この請願の趣旨は、第一一九号と同じである。

第四六七号 平成二年四月十一日受理
スパイクタイヤ使用禁止措置制定に関する身体障害者運転車両の除外に関する請願
請願者 東京都世田谷区上用賀六ノ三三ノ二四 柳沼和江
紹介議員 原 文兵衛君
この請願の趣旨は、第一一九号と同じである。

第五三三三号 平成二年四月十二日受理
スパイクタイヤ使用禁止措置制定に関する身体障害者運転車両の除外に関する請願
請願者 東京都府中市市道車田五八ノ三
紹介議員 前島英三郎君
この請願の趣旨は、第一一九号と同じである。

第五五〇号 平成二年四月十二日受理
スパイクタイヤ使用禁止措置制定に関する身体障害者運転車両の除外に関する請願
請願者 栃木県宇都宮市兵庫塚町一ノ八ノ一 飯島勝三
紹介議員 上野 雄文君
この請願の趣旨は、第一一九号と同じである。

第五六八号 平成二年四月十二日受理
スパイクタイヤ使用禁止措置制定に関する身体障害者運転車両の除外に関する請願
請願者 京都府宇治市市道車田五八ノ三
紹介議員 前島英三郎君
この請願の趣旨は、第一一九号と同じである。

第五七三三号 平成二年四月十二日受理
スパイクタイヤ使用禁止措置制定に関する身体障害者運転車両の除外に関する請願
請願者 群馬県北群馬郡吉岡村大字大久保一、四四二ノ二 佐藤祐作
紹介議員 中曾根弘文君
この請願の趣旨は、第一一九号と同じである。

害者運転車両の除外に関する請願
請願者 三重県鈴鹿市東玉垣町官有地市住二六三 松浦弘和
紹介議員 常松 克安君
この請願の趣旨は、第一一九号と同じである。

第四八四号 平成二年四月十一日受理
スパイクタイヤ使用禁止措置制定に関する身体障害者運転車両の除外に関する請願
請願者 青森県五所川原市下枝四八ノ三 蔵本唯男
紹介議員 前島英三郎君
この請願の趣旨は、第一一九号と同じである。

第五一七号 平成二年四月十二日受理
スパイクタイヤ使用禁止措置制定に関する身体障害者運転車両の除外に関する請願
請願者 福井県坂井郡金津町稲越三ノ二四 阪井光義
紹介議員 熊谷太三郎君
この請願の趣旨は、第一一九号と同じである。

第五二三号 平成二年四月十二日受理
スパイクタイヤ使用禁止措置制定に関する身体障害者運転車両の除外に関する請願
請願者 広島県三原市高坂町二、五五〇 国貞澄男
紹介議員 宮澤 弘君
この請願の趣旨は、第一一九号と同じである。

第五二九号 平成二年四月十二日受理
スパイクタイヤ使用禁止措置制定に関する身体障害者運転車両の除外に関する請願
請願者 東京都世田谷区上用賀六ノ三三ノ二四 柳沼和江
紹介議員 原 文兵衛君
この請願の趣旨は、第一一九号と同じである。

第五三三三号 平成二年四月十二日受理
スパイクタイヤ使用禁止措置制定に関する身体障害者運転車両の除外に関する請願
請願者 東京都府中市市道車田五八ノ三
紹介議員 前島英三郎君
この請願の趣旨は、第一一九号と同じである。

第五五〇号 平成二年四月十二日受理
スパイクタイヤ使用禁止措置制定に関する身体障害者運転車両の除外に関する請願
請願者 栃木県宇都宮市兵庫塚町一ノ八ノ一 飯島勝三
紹介議員 上野 雄文君
この請願の趣旨は、第一一九号と同じである。

第五六八号 平成二年四月十二日受理
スパイクタイヤ使用禁止措置制定に関する身体障害者運転車両の除外に関する請願
請願者 京都府宇治市市道車田五八ノ三
紹介議員 前島英三郎君
この請願の趣旨は、第一一九号と同じである。

第五七三三号 平成二年四月十二日受理
スパイクタイヤ使用禁止措置制定に関する身体障害者運転車両の除外に関する請願
請願者 群馬県北群馬郡吉岡村大字大久保一、四四二ノ二 佐藤祐作
紹介議員 中曾根弘文君
この請願の趣旨は、第一一九号と同じである。

第五八四号 平成二年四月十二日受理
スパイクタイヤ使用禁止措置制定に関する身体障害者運転車両の除外に関する請願
請願者 山口県下関市藤生本町二〇ノ二二 森岡敬富
紹介議員 二木 秀夫君
この請願の趣旨は、第一一九号と同じである。

スパイクタイヤ使用禁止措置制定に関する身体障害者運転車両の除外に関する請願
請願者 長野県須坂市南原町一九九ノ二 竹前巖
紹介議員 向山 一人君
この請願の趣旨は、第一一九号と同じである。

第五四一〇号 平成二年四月十二日受理
スパイクタイヤ使用禁止措置制定に関する身体障害者運転車両の除外に関する請願
請願者 山口県下関市藤生本町二〇ノ二二 森岡敬富
紹介議員 二木 秀夫君
この請願の趣旨は、第一一九号と同じである。

第五五〇号 平成二年四月十二日受理
スパイクタイヤ使用禁止措置制定に関する身体障害者運転車両の除外に関する請願
請願者 栃木県宇都宮市兵庫塚町一ノ八ノ一 飯島勝三
紹介議員 上野 雄文君
この請願の趣旨は、第一一九号と同じである。

第五六八号 平成二年四月十二日受理
スパイクタイヤ使用禁止措置制定に関する身体障害者運転車両の除外に関する請願
請願者 京都府宇治市市道車田五八ノ三
紹介議員 前島英三郎君
この請願の趣旨は、第一一九号と同じである。

第五七三三号 平成二年四月十二日受理
スパイクタイヤ使用禁止措置制定に関する身体障害者運転車両の除外に関する請願
請願者 群馬県北群馬郡吉岡村大字大久保一、四四二ノ二 佐藤祐作
紹介議員 中曾根弘文君
この請願の趣旨は、第一一九号と同じである。

平成二年五月八日印刷

平成二年五月九日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局